

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市大潮田舎の店

2 指定管理者となる団体の名称

大潮地区活性化推進協議会

所在地 周南市大字大潮1495番地

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

大潮地区活性化推進協議会の概要

1 設立の経緯及び目的

大潮地区活性化推進協議会は、「周南市大潮田舎の店」の管理運営の受託等を行うための地元組織として設立され、農林産物の販売や都市農村交流の促進により、地域の活性化と農林業の振興を図ることを目的とする。

2 設立年月日 平成14年3月4日

3 所在地 周南市大字大潮1495番地

4 事業内容

- (1) 大潮田舎の店の管理・運営に関する事。
- (2) 農林産物及び農林産物の加工品並びに特産品の販売に関する事。
- (3) 農林産物の加工品の開発及び食文化の伝承に関する事。
- (4) 地域情報の受発信及びイベントの企画・実施に関する事。
- (5) 都市及び消費者との交流に関する事。
- (6) 地域内及び地域間のコミュニティ活動に関する事。
- (7) その他協議会の目的達成のため、必要な事業に関する事。

5 組織等 (平成28年11月30日現在)

委員 19人 (役員6人 (会長1人、副会長2人、会計1人、監事2人))